

**糸魚川市週休 2 日取得モデル工事
試行実施要領
(建設工事)**

平成 31 年 4 月 1 日以降適用

糸魚川市総務部財政課

第1 制度概要

1 目的

- ア 建設業における将来の担い手確保
- イ 労働時間の削減
- ウ 労働者の健康確保
- エ ワーク・ライフ・バランスの改善

2 制度の内容

(1) モデル工事の対象

- ・市が対象工事を選定。
- ・市が適さないと判断した工事（災害復旧工事等）は対象外とする。
- ・発注時には、モデル工事である旨を仕様書に記載する。
- ・実施の有無については、受注者が決める「受注者希望型」とする。

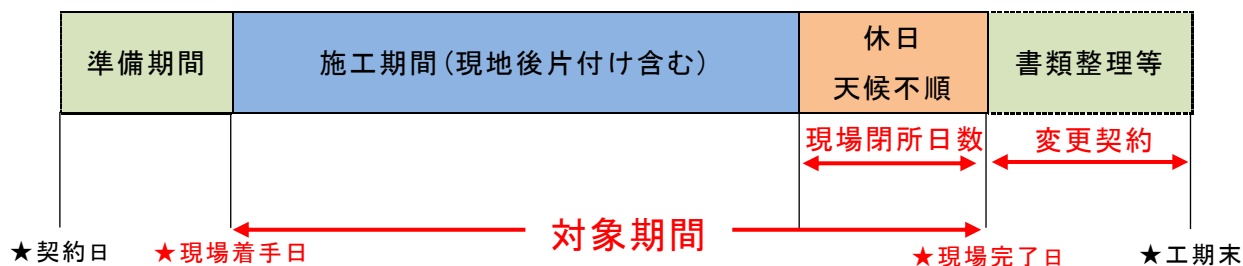
(2) 実施の協議

- ・受注者は契約後、モデル工事の希望の有無について監督員と協議する。
- ・希望する場合、制度実施に必要な全体工期日数を調整し、工期変更をする。
- ・希望しない場合、試行要領によらず、施工する。

(3) 取組の内容

- ・原則、完全週休2日（毎週2日の休日）の確保をする。
- ・やむを得ず完全週休2日を確保できない場合は、振替休日を取得する。（緊急時で市が認めた場合）
- ・実施期間は、現場着手日から現場完了日までとする。

【対象期間のイメージ】



(4) カウントする休日

- ・現場閉所の日数をカウントする。

(5) 週休2日の確認

- ・工程表で週休2日の取得計画及び実績を確認。

(6) 達成時の評価

- ・週休2日の取得状況に応じて、各経費に補正係数を乗じ、設計変更を行う。
- ・週休2日（4週8休相当）を取得した場合のみ、工事成績評定で加点評価を行う。
- ・達成できなかった場合でも、減額変更及び減点評価は行わない。

(7) アンケート

- ・竣工後、アンケート等を実施する。
- ・回答内容を踏まえ、状況把握及び制度改正に繋げる。

3 請負金額の補正

条件：4週8休以上の補正係数で試算

消費税は10%で計算

(例) 排水路修繕工事

(単位：円)

	項目	請負金額 A：補正前	請負金額 B：補正後	補正額 B-A
1	直接工事費	1,792,536	1,840,111	47,575
2	共通仮設費	334,240	350,240	16,000
3	現場管理費	881,000	954,000	73,000
4	一般管理費	672,224	705,649	33,425
5	工事価格	3,680,000	3,850,000	170,000
6	消費税	368,000	385,000	17,000
7	本工事費	4,048,000	4,235,000	187,000

※全体工事費として、187,000円の増額となる。

(例) 道路改良工事

(単位：円)

	項目	請負金額 A：補正前	請負金額 B：補正後	補正額 B-A
1	直接工事費	8,085,512	8,204,700	119,188
2	共通仮設費	1,000,000	1,055,000	55,000
3	現場管理費	2,921,000	3,123,000	202,000
4	一般管理費	2,473,488	2,537,300	63,812
5	工事価格	14,480,000	14,920,000	440,000
6	消費税	1,448,000	1,492,000	44,000
7	本工事費	15,928,000	16,412,000	484,000

※全体工事費として、484,000円の増額となる。

第 2 詳細説明

1 目的

市内の建設業における担い手の確保及び市が発注する工事の現場における、週休 2 日制を推進することにより、建設業の改善を図るため必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この制度において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休 2 日 1 週間のうちに 2 日の休日を 1 月に 1 回以上確保することをいう。
- (2) 完全週休 2 日 毎週 2 日の休日を確保することをいう。
- (3) 監督員 建設工事請負基準約款第 11 条に定める監督員とする。
- (4) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (5) 現場着手日 対象となる工事現場において、工事に係る作業に着手した日をいう。
- (6) 現場完了日 対象となる工事現場において、全ての作業が完了した日をいう。
- (7) 対象期間 対象となる当該モデル工事の期間は、現場着手日から現場完了日のうち、以下を除く期間とする。
 - ア 年末年始で、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの期間
 - イ 夏季休暇で、3 日間を上限とする期間
 - ウ 当該モデル工事において、工場製作のみの期間
 - エ 工事の事故による不稼働期間
 - オ 天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等をいう。）に対する突発的な対応期間
 - カ 受注者の責めに帰すべき事由によらず休工又は現場での作業を余儀なくされる期間
 - キ 工事の全面中止期間
 - ク 前各号に掲げるもののほか、外的要因により工事の現場が不稼働となる期間
- (8) 現場閉所日数 現場着手日から現場完了日までの期間のうち、現場閉所を行った日数をいう。また、天候不順による現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3 試行対象工事

市があらかじめ対象とするモデル工事を個別の入札公告で指定し、かつ受注者がモデル工事の適用を希望した場合に週休2日の取組みを実施する。

ただし、次に掲げる工事はモデル工事の対象から除くものとする。

- (1) 災害復旧工事その他の緊急を要する工事
- (2) 市がモデル工事として適さないと判断した工事

4 週休2日の取得

(1) 対象の工事現場において、完全週休2日（毎週2日の休日）の確保を原則とする。ただし、地元調整など、やむを得ず完全週休2日を確保できない場合は、振替休日により、週休2日（4週6休相当以上）を確保するものとする。

(2) この制度における休日の取得状況は、「現場閉所」の日数を対象とする。

現場閉所日数には、予定外の天候不順による現場閉所日数も含めるものとする。

5 モデル工事に関する特記仕様書

試行対象工事を発注する場合は、設計書にモデル工事の対象とする旨を記載した特記仕様書を添付するものとする。

6 モデル工事实施の選択

(1) 受注者は契約締結後、速やかに対象工事の監督員と週休2日の実施の有無について協議し、工事打合簿を監督員に提出するものとする。

(2) 監督員は、(1)の協議において、週休2日の取組みを実施することが決定し、当該取組を実施することにより工期を延長する場合で、計画工程が適当と認めた場合は、速やかに工期の変更を行うものとする。この場合において、工期の変更に伴う変更契約を締結する際に、必要な日数を付与するものとする。

7 週休2日の実施

(1) 受注者は、週休2日の取組みを実施する場合は、対象の工事現場において完全週休2日及び現場閉所を行うこととする。

(2) 週休2日の実施期間は、対象工事における現場着手日から現場完了日までの期間とする。

(3) 受注者は、完全週休2日が実施できない場合であって市がやむを得ないと認めるときは、対象期間中における休日の振替により、4週8休相当以上の休日を確保するものとする。ただし、4週7休相当以上及び4週6休相当以上の休日取得計画も当該取組みの対象とすることができる。

(4) 受注者は、モデル工事である旨を記載した看板を工事現場に設置しなければならない。

8 工程表の提出

- (1) 受注者は、契約締結日から起算して7日以内に工事現場における週休2日の取得が確認できる計画工程表（様式第1号）を監督員に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、現場完了日から起算して7日以内に実績工程表（様式第2号）を監督員に提出しなければならない。

9 週休2日の確認

- (1) 発注者は実績工程表により、週休2日の確保状況の確認を行う。
- (2) 現場閉所日数が、次の方法により計算された日数（少数点以下の端数が生じる場合は、小数点以下第2位四捨五入1位止）を超える又は等しい場合は、「達成」とする。

現場閉所日数 \geq 対象期間から算出される現場閉所日数 (対象期間 \times 8/28) ※4週8休相当以上の場合 (対象期間 \times 7/28) ※4週7休相当以上の場合 (対象期間 \times 6/28) ※4週6休相当以上の場合
--

10 達成時の評価等

(1) 経費の補正

発注者は週休2日の取得を確認した場合は、現場閉所日の区分に応じ、それぞれ別表に定める補正係数を乗じて得た額を増額分とする変更契約を締結するものとする。

(2) 工事成績評定

4週8休相当以上の休日を取得した場合は、工事成績評定中の社会性等に係る項目において、2.5点を加點評価するものとする。

別表

区分	4週6休相当以上 4週7休相当未満	4週7休相当以上 4週8休相当未満	4週8休相当以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.01	1.03	1.04
現場管理費	1.02	1.04	1.05

11 アンケート

竣工後、制度を検証するためアンケート等を実施するものとする。

アンケートは受注者から財政課代表アドレスへ電子メールで提出するものとする。

第3 週休2日の計算例

1 4週8休相当以上を達成する場合

(条件)

※契約工期 6月 3日～8月 15日

- | | |
|------------------------------|----------|
| ①現場着手 6月 10日～現場完了 8月 8日 | (計 60日間) |
| ②年末年始・夏季休暇・その他 (工場製作・中止・天災等) | (計 8日間) |
| ③対象期間 (①-②) | (計 52日間) |
| ④現場閉所日数 | (計 15日間) |

(計算)

$$\text{④現場閉所日数 (15日)} \geq \text{③対象期間 (52日)} \times 8/28$$
$$15日 \geq 14.85日$$

【達成】 15日 \geq 14.9日 (少数第2位四捨五入)

2 4週8休相当以上・4週7休相当以上・4週6休相当以上の計算例

(条件)

※契約工期 6月 3日～8月 15日

- | | |
|------------------------------|----------|
| ①現場着手 6月 10日～現場完了 8月 8日 | (計 60日間) |
| ②年末年始・夏季休暇・その他 (工場製作・中止・天災等) | (計 8日間) |
| ③対象期間 (①-②) | (計 52日間) |
| ④現場閉所日数 | (計 13日間) |

(計算)

4週8休相当以上の場合 【未達成】

$\text{現場閉所日数 (13日)} \geq \text{対象期間 (52日)} \times \underline{8/28}$ $13日 \geq 14.9日$

4週7休相当以上の場合 【達成】

$\text{現場閉所日数 (13日)} \geq \text{対象期間 (52日)} \times \underline{7/28}$ $13日 \geq 13日$

4週6休相当以上の場合 【達成】

$\text{現場閉所日数 (13日)} \geq \text{対象期間 (52日)} \times \underline{6/28}$ $13日 \geq 11.1日$

実績工程表【記載例】

令和元年8月8日

糸魚川市長 様

受注者 住所 糸魚川市一の宮1丁目2番5号
氏名 株式会社〇〇建設 ㊞

下記のとおり竣工いたしましたので工程表を提出します。

記

工事番号及び工事名	△△第△△号 市道△△△△線道路改良工事		
工事場所	糸魚川市大字△△地内		
請負金額	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円		
工期	令和元年6月3日から令和元年8月15日まで		
現場着手日	令和元年6月10日	60日間	
現場完了日	令和元年8月8日		

日付	曜日	実績	備考
6月3日	月	-	契約日
6月4日	火	-	
6月22日	土	×	地元調整（監督員と協議済み） 6月24日振替休日
6月23日	日	○	休日
6月24日	月	×	休日における作業内容を記載。 振替休日の取得日を記載。
6月25日	火	×	
6月26日	水	○	6月22日の振替休日
7月2日	火	-	全面中止①
7月3日	水	-	全面中止②
7月4日	木	-	全面中止③
7月5日	金	-	全面中止④
7月6日	土	-	全面中止⑤
7月7日	日	-	全面中止⑥
7月8日	月	-	全面中止⑦
7月9日	火	-	全面中止⑧
8月4日	日	○	休日
8月5日	月	×	
8月6日	火	×	
8月7日	水	×	
8月8日	木	×	現場完了日
8月9日	金	-	
8月10日	土	-	
8月11日	日	-	
8月12日	月	-	
8月13日	火	-	
8月14日	水	-	
8月15日	木	-	工期末

【実績の確認例】

①週休2日の対象期間 60日
 ②工事の全面中止期間 8日
 ③実際の対象期間 52日 (①-②)
 ④現場閉所日数 15日

現場閉所日数 ≥ 対象期間 × 8/28
 ④ ≥ ③ × 8/28
 15日 ≥ 52日 × 8/28
 15日 ≥ 14.85日
【達成】 15日 ≥ 14.9日 (少数第2位四捨五入)

第 4 提出書類

1 着手時の提出書類

- ・ 工事打合簿 ⇒ 監督員へ提出
- ・ 計画工程表（様式第 1 号） ⇒ 監督員へ提出

2 完了時の提出書類

- ・ 実績工程表（様式第 2 号） ⇒ 監督員へ提出
- ・ アンケート ⇒ 財政課（代表アドレス）に提出

（アンケート提出先）

糸魚川市総務部財政課

メール：zaisei@city.itoigawa.lg.jp

電 話：025-552-1511

第5 週休2日Q&A

質問1 全ての工事を対象とするのか。

回答1 市が対象として選定する工事に適用します。ただし、当該工事固有の条件（災害復旧工事である、完成時期に制約があるなど）により、対応が困難な工事は対象外とします。また、対象工事で受注者が希望しなかった場合は制度を適用しません。

質問2 1週間の始まりは何曜日と考えるのか。

回答2 1週間の始まりは何曜日でも構いません。仮に1週間の始まりを日曜日と考えた場合、日曜日から7日の間に2日間の休日を確保することになります。

質問3 計画工程表で予定していた休日が取れなかった場合はどうするのか。

回答3 やむを得ない場合には、監督員と協議の上、振替休日を設けてください。なお、原則として、計画していた休日の前後7日以内に振替休日を取得してください。

質問4 社内就業規則により週休2日を達成できない場合はどうするのか。

回答4 社内就業規則に関わらず、工事現場について週休2日相当の現場閉所率の達成状況により判断します。

質問5 対象の工事現場は閉所しているが、作業員が内業（事務作業等）を行うことは可能か。

回答5 休日の確保が目的のため、原則は禁止とします。ただし、やむを得ない場合のみ可能とします。その場合は、監督員に相談をお願いします。

質問6 施工途中で週休2日の実施が困難となった場合、実施を取りやめることは可能か。

回答6 実施困難な理由を整理したうえで市監督員へ相談してください。なお、実施を取りやめた場合は、経費の補正及び工事成績評定の加点行いません。

質問 7	P3 の 2 定義の「巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業」とは具体的にどのような作業か。
------	---

回答 7 具体的には次のような作業が考えられます。

- ①現場内の定期的なパトロール
- ②現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業
- ③現場内に設置した発電機やポンプ等の機器の維持管理
- ④現場内に設置した重機等の保守点検

質問 8	天候不順による現場閉所は、どのようなものが認められるのか。
------	-------------------------------

回答 8 降雨、降雪、強風、波浪等により、やむを得ず現場で作業を行えない場合は、現場閉所日として扱います。

質問 9	工事完了日までの間に、増額または減額の変更契約をしている場合、週休 2 日達成時の補正対象となるのか。
------	---

回答 9 工事着手日から工事完了日の間に増額又は減額の変更契約をしている場合は、変更契約後の最終契約金額に対して補正を行います。

質問 10	4 週 8 休相当以上の計画工程表を提出したが、実績として 4 週 7 休相当以上または 4 週 6 休相当以上となった場合、どのようになるのか。
-------	---

回答 10 4 週 7 休相当以上又は 4 週 6 休相当以上の実績に応じた金額補正の取扱いとします。

なお、4 週 7 休相当以上又は 4 週 6 休相当以上の場合、工事成績評定点は加点評価にはなりません。

質問 11	アンケートは受注者から財政課代表アドレス宛に電子メールで提出となっているが、監督員を経由する必要があるのか。
-------	--

回答 11 監督員を経由する必要はありません。財政課代表アドレス宛に電子メールで提出してください。